知っておきたい

薬の知識

「おーくん」

おおくにぬしのみこと
大国主命

薬と健康の週間
オリジナルキャラクター

～日本に薬を広めた

二人の神様（薬祖神）です～

「すくりん」

すくなひこなのみこと
少彦名命

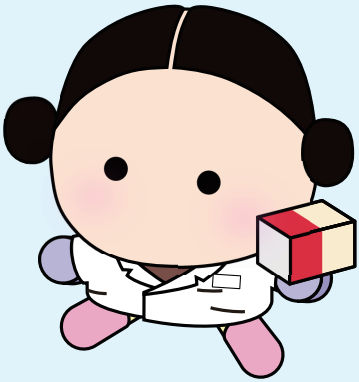

令和８年１０月

厚生労働省・日本薬剤師会

病気やけがを治すのに役立つ「薬」。
しかし正しく使わなければ思わぬ健康被害を引き起こすこともあります。
このリーフレットを参考に、十分注意をして、正しく薬を使いましょう。

1　薬の種類を知っておきましょう …… 3
① 医療用医薬品とは …… 3
② OTC医薬品とは …… 3
2　薬は正しく使いましょう …… 4
① 薬の説明書をよく読みましょう …… 4
② 薬の飲み方に関する3つの注意点 …… 4
③ 薬を正しく保管するための3つのポイント …… 6
④ お薬手帳を活用しましょう …… 7
⑤ 薬を飲み忘れたときは・・・ …… 7
3　副作用に注意しましょう …… 8
① 副作用とは …… 8
② 薬を使用して異常を感じたら・・・ …… 9
③ 副作用が疑われたら、医師・薬剤師に詳しく状況を伝えましょう …… 9
4　かかりつけ薬剤師・薬局を選びましょう …… 10
① かかりつけ薬剤師・薬局の主なメリット …… 10
② 処方箋は「かかりつけ薬剤師・薬局」に持っていきましょう …… 11
5　OTC医薬品を購入するときは、薬剤師や登録販売者に相談しましょう …… 13
① OTC医薬品を購入・使用するとき …… 13
② セルフメディケーション税制とは …… 14
6　インターネットを利用した薬の購入には特に注意しましょう …… 15
① 一般用医薬品を購入するときの注意点 …… 15
② 個人輸入での薬の購入は危険です …… 15
医療機関・薬局では、マイナ保険証をご利用ください …… 16
電子処方箋を選んでみませんか …… 17

1 薬の種類を知っておきましょう

薬は、大きく分けて下記の２種類があります。
①「医療用医薬品」
②「市販薬(OTC医薬品)」

① 医療用医薬品とは

医療機関で医師・歯科医師がその人の病気、症状、体質、年齢などを考えて処方する薬です。
薬局で処方箋により受け取ることができます。
処方された薬は、あなたの症状や体質に合わせたものです。症状が似ているからといって、絶対に他の人にあげないでください。

② OTC医薬品とは

薬剤師・登録販売者による情報提供を踏まえて、症状にあわせて薬局などで購入できる市販の薬です。

～ OTC医薬品は２種類あります ～

要指導医薬品

医療用医薬品からOTC医薬品に変更となってからの期間が比較的短いものや適正使用のため薬剤師の面前での服用が必要と考えられるもの、劇薬が該当します。
そのため、使用する際は特に注意が必要で、薬剤師から対面での情報提供や指導を受けなければ購入できません。

一般用医薬品

リスクに応じて、第１類～第３類に分類されます。購入するときや、薬に関して相談するときには薬剤師や登録販売者が対応します。

※登録販売者とは？
登録販売者は、都道府県が行う試験に合格し、登録を受けた者です。
一般用医薬品のうち、第２類、第３類医薬品を販売することができ、来店された方のご相談に応じます。

2 薬は正しく使いましょう

薬は、正しく使うことが重要です。
薬を飲む前に、薬の正しい使い方を知っておきましょう。

① 薬の説明書をよく読みましょう

薬の説明書は、医薬品についているか、薬剤師から受け取れます。説明書には、正しい使い方、効き目などのほか、副作用や保管上の注意に関することが書かれています。必ずよく読んでから使用する習慣を身につけましょう。また、説明書は保存し、必要なときにすぐ読めるようにしておきましょう。

② 薬の飲み方に関する３つの注意点

ポイント１ 薬を飲むタイミングを守りましょう

薬はそれぞれ決められたタイミングに飲まないと効果がなかったり、副作用を生じたりします。必ず決められたタイミングで飲みましょう。

ご存じですか？
食前、食後、食間、就寝前、頓服（とんぷく）、の違い
～ すべて 「薬を飲むタイミング」 を表す言葉です ～

- 食前:胃の中に食べ物が入っていないとき（食事の約１時間～30分前）
- 食後:胃の中に食べ物が入っているとき（食事の後約30分以内）
- 食間:食事と食事の間（食事の約２時間後）
  ※食事中に飲むことではありません
- 就寝前:就寝する約30分前
- 頓服:発作時や症状のひどいとき

「食間」とは…
○ **食事と食事の間**
× **食事中**

ポイント2　薬を飲む量や期間を守りましょう

薬は決められた量より多く飲んだからといって、よく効くものではありません。多く飲むことによって、副作用や中毒症状が現れることもあります。

また、症状が治まったからといって使用をやめると、病気が再発したり完治しないことがあるので、自分で判断せず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。

～ 健康食品の摂り過ぎに注意 ～

いわゆる「健康食品」は、『食品だからいくら食べても害はない』と思われがちですが、食品でも多く摂取すると健康を害する場合があります。目安となる量をきちんと守りましょう。

ポイント3　薬の飲み合わせに気をつけましょう

複数の薬を使用している場合、飲み合わせが悪いと薬が効きすぎてしまったり、反対に薬の効果が十分に得られなかったりすることがあります。食品（サプリメントを含む）の中にも、薬との飲み合わせが悪いものがあります。必ず医師や薬剤師などの専門家に、今使っている薬や摂る可能性のある健康食品・サプリメント、よく食べる食品などを伝えましょう。

～ 一緒に飲むことを避けた方がよい組み合わせ ～

- ワルファリン（血を固まりにくくする薬）と納豆、青汁、クロレラ食品（ビタミンKを多く含む食品）
- 眠気防止薬とコーヒー、エナジードリンクなどのカフェインを含む飲料
- カルシウム拮抗薬（高血圧の薬）とグレープフルーツジュース

など

③ 薬を正しく保管するための３つのポイント

ポイント１　湿気、日光、高温を避けて保管

薬は湿気や光、熱による影響を受けやすいため、湿度の高くない、直射日光が当たらない、高温にならない場所で保管しましょう。冷蔵庫で保管するように指示された薬は、凍らせないように注意しましょう。
また、有効期限が過ぎた古いOTC医薬品は、未開封でも捨てましょう。医療用医薬品で飲み残しがある場合は、薬局に相談しましょう。
その他、誤って使用しないよう、食品、農薬、殺虫剤などと一緒に保管したり、他の容器に入れ替えて保管しないようにしましょう。

ポイント２　子どもの手の届かないところに保管

誤飲を防ぐために、薬は子どもの手が届きにくいところに置きましょう。飲んだ後の戻し忘れにも気をつけましょう。

ポイント３　誤飲してしまったときの対応

万が一、子どもが薬を誤飲した場合には、「子どもの状態」や「薬の名称」、「飲んだ量」を確認した上で、すぐに専門の相談機関に連絡し、必要に応じて医療機関を受診してください。

相談機関の一例　（いずれも相談料は無料です）

- **「子ども医療電話相談」（休日・夜間）**
  連絡先　■＃8000
  （全国同一の短縮番号：お住まいの都道府県の相談窓口に自動転送されます）
- **「中毒110番・電話サービス（一般専用）」（365日24時間対応）**
  連絡先　■大阪中毒110番　072-727-2499
  ■つくば中毒110番　029-852-9999

④ お薬手帳を活用しましょう

「お薬手帳」は、あなたが使っているすべての薬を記録するための手帳です。

医師や薬剤師などがお薬手帳からあなたの使っているすべての薬を把握できるよう、お薬手帳はひとつにまとめて、継続して記録するようにしましょう。
手帳に情報がまとまっていると、医療従事者が手帳を見て、副作用や飲み合わせ、薬の量が適切かどうかなどをチェックすることができます。
また、薬剤師が薬の名前や飲み方を記入します。ご自身でも、服用後の体調変化があったときや、自分で購入した薬などを飲んだときに記入するようにしましょう。

！ お薬手帳に、服用している一般用医薬品や、血圧等の情報を記録することで、ご自身の健康管理に役立てることができます。

！ スマートフォンなどで利用できる電子版お薬手帳もあるので、使いやすいものを選んで活用しましょう。

⑤ 薬を飲み忘れたときは・・・

飲み忘れに気付いたら、すぐ飲むようにしましょう。ただし、次の飲む時間が近づいている場合は、その分は飲まずに次回からいつものように飲みましょう。

！ ２回分をまとめて飲んではいけません。

なお、利尿薬、糖尿病薬、便秘薬、睡眠薬など薬の種類によっては飲み忘れたときの対応が異なる場合があります。

！ 薬を受け取るときに、飲み忘れたときの対応方法を、専門家に聞いておきましょう。

3 副作用に注意しましょう

① 副作用とは

副作用とは、例えばアナフィラキシーや肝機能障害のような、薬の望ましくない作用のことです。

※アナフィラキシーとは…

アレルギー反応の一種です。じんましん、腹痛、息苦しさなどが急激にあらわれます。血圧が低下して意識レベルの低下や脱力をきたす場合をアナフィラキシーショックと呼びます。

次のような方は、特に注意してください！！

薬を使用した際、必ず副作用が起こるわけではありませんが、以下のような人は特に注意が必要です。医師や薬剤師などの専門家に相談してから使用するようにしましょう。

- **アレルギーのある人**
- **過去にひどい副作用を経験したことがある人**
- **医師の治療を受けている人**
- **肝臓や腎臓など、薬の成分を代謝・排泄する臓器に疾患のある人**
- **ほかの薬も飲んでいる人**
- **妊娠の可能性がある女性、妊娠している女性、授乳中の女性**
- **高齢者**

また、高いところでの作業や乗り物・機械類の運転操作をする人は、眠気などの副作用に注意が必要です。

妊娠中の医薬品の使用について

妊娠している女性又は妊娠している可能性のある女性が使用するときには特別な注意が必要となるあるいは使用を避けるべき医薬品があります。一方で、疾患の治療を目的として、母体及び胎児の安全のために妊娠中も継続して使用される医薬品があるため、妊娠が判明したことを以て医薬品の使用をやめるべきでない場合もあります。
そのため、医薬品の使用を始めるに当たってすでに妊娠している場合又は妊娠の可能性が否定できない場合は、医師又は薬剤師にご相談ください。

妊娠と薬 HP
はこちら

② 薬を使用して異常を感じたら・・・

薬を使用して異常を感じたら、すぐに医師や薬剤師などの専門家に相談してください。薬の種類によっては、自己判断で急に中止すると危険なケースがあるので注意が必要です。専門家に相談するときには、「何という薬を、どのくらいの量・期間使用し、どのような症状が出たか」を説明できるようにしておきましょう。

こんな症状が出たら医師・薬剤師に相談しましょう

- 発疹（皮膚に赤いぽつぽつができること）
- かゆみ口の中
- 皮膚や粘膜（など）が赤くなる
- 胃痛
- 発熱
- だるさ　　など

※薬によって起こりやすい副作用は異なるので、薬を購入した時や使用する時は、注意事項をよくお読みください。

③ 副作用が疑われたら、医師・薬剤師に詳しく状況を伝えましょう

副作用の調査・検討を進めるためにも、医師や薬剤師などの専門家へ詳しい状況をぜひ伝えてください。皆さま一人ひとりからの情報が、より適切な薬の情報提供につながります。

PMDAのホームページで副作用を確認・報告

PMDA（医薬品医療機器総合機構）のホームページでは、「患者向医薬品ガイド」で医薬品ごとに発生するおそれのある副作用を確認いただけます。また、PMDA では医薬品に関する電話相談のほか、患者さん又はそのご家族から医薬品の副作用報告を専用 Web ページから受け付けています。

副作用の確認はこちら

患者向医薬品ガイド　検索

くすり相談窓口
くすりQ&Aはこちら

薬　相談　検索

患者副作用報告はこちら

患者副作用報告　検索

！ 医薬品のほか、医薬部外品や化粧品を使用したときにも、異常を感じたらすぐに医師や薬剤師などの専門家にご相談ください。

4 かかりつけ薬剤師・薬局を選びましょう

薬に関する情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせや重複を確認したり、効果や副作用を継続的に確認したりしてもらえます。また、困ったときには、休日・夜間を含め、電話等で相談ができるなど、継続的な関わりにより、一人ひとりの薬物療法を支えます。また、いざというときや困ったときには、休日・夜間を含め、電話等で相談ができます。

① かかりつけ薬剤師・薬局の主なメリット

○同じような薬が重複していないか、飲み合わせの悪い薬が出されていないかをチェックします。

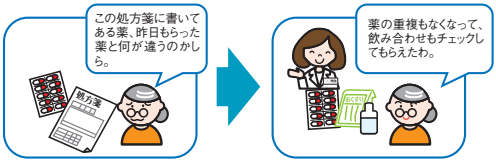

○生活習慣を把握し、あなたに合った方法を提案することで、飲み忘れや飲み残しを防ぐことができます。

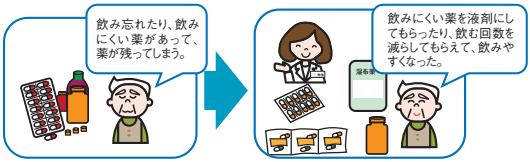

○在宅での療養が必要になっても、薬の管理、説明を受けられます。

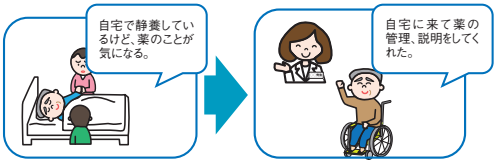

～ポリファーマシーとは～

「ポリファーマシー」とは、単に薬の数が多いことではなく、それに関連した薬による有害事象が増えるなどの問題につながる状態のことを言います。
複数の医療機関の受診によって薬の数が多くなり、処方薬全体が把握されていない場合などに起こります。
特に高齢者では、生活習慣病などが重なり、治療薬や症状を緩和するための処方が増えて、ポリファーマシーの状態になりやすい傾向があります。
気になる点がありましたら、自己判断せず、医師や薬剤師に自らが服用している薬の情報を伝えて相談するようにしましょう。

「あなたのくすり いくつ飲んでいますか？」（リーフレット）

ブラウンバッグ運動を知っていますか

ブラウンバッグ運動とは、患者宅に残った薬を薬局に持ってきてもらい、服薬管理を行う取組のことです。薬局で袋が配布される場合もあります。

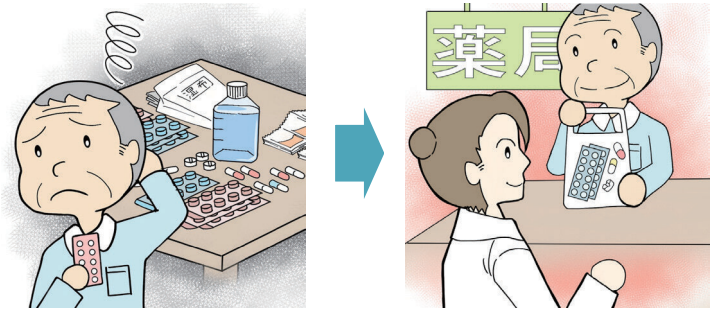

患者が持参した薬剤を、薬局薬剤師と確認し、使用期限切れの薬剤については廃棄しつつ、まだ使用できる薬剤があれば、必要に応じ、処方した医師へ処方日数を調整するよう薬剤師が提案する等の服薬管理を行うことができます。
家に薬が残っている場合には、かかりつけ薬剤師や医師に相談しましょう。薬局や医療機関に行くときに、薬局で配布された袋でなくても構いませんので、残っている薬を入れて持って行きましょう。残っている薬の確認に加え、飲み忘れや副作用、薬の使い方などについても一緒に確認できます。

② 処方箋は「かかりつけ薬剤師・薬局」に持っていきましょう

複数の医療機関から処方箋をもらった場合でも、ご自分で選んだ１か所の薬局に処方箋を持って行きましょう。

身近な薬局で信頼できる薬剤師・薬局を、あなたの「**かかりつけ薬剤師・薬局**」として選びましょう。

医療情報ネット（ナビイ）では、全国の薬局を探すことができます。
かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ際の参考にしてください。

詳しくは、こちら

ナビイ　検索

健康サポート薬局を活用しましょう

健康サポート薬局は、地域の皆さまの健康の維持・増進を積極的に支援する薬局です。薬に関することに加えて、健康に関わる様々な相談に乗ってもらえます。健康サポート薬局は、看板などで確認できるほか、インターネットで探すことも出来ます。

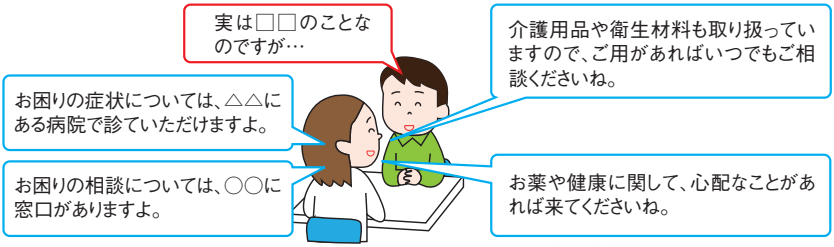

※令和９年５月からは「健康増進支援薬局」としての認定制度がはじまります。

認定薬局をご存じですか?

病気になった患者が安心して薬による治療を受けられるよう、地域の医療・介護の関係施設と連携しながら患者を支えていく役割を持つ薬局を認定する制度です。

※令和９年５月からは、「地域連携薬局」の認定基準が見直されます。

地域連携薬局

外来での受診から医療機関への入院、さらには退院後の自宅や介護施設等での在宅医療を受ける際の訪問対応まで、薬のことについて医療や介護の関係施設と連携しながら、患者を支えていく薬局

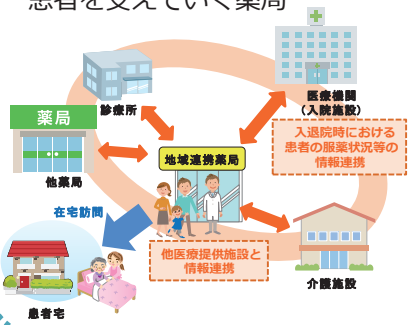

専門医療機関連携薬局

※現在は「がん」に関して認定

がん治療を行う専門医療機関と治療方針などを共有し、専門性の高い薬学的管理を行うことで、抗がん剤などの薬を服用している患者を支えていく薬局

5 OTC医薬品を購入するときは、薬剤師や登録販売者に相談しましょう

① OTC医薬品を購入・使用するとき

OTC医薬品を安全にご使用いただくため、薬剤師や登録販売者が、症状などを伺い説明するほか、必要に応じて医療機関への受診を進めることもあります。不安なことや疑問がある場合は遠慮せずにしっかり相談しましょう。

また、OTC医薬品を使用して、体調が悪くなったり、標準的な期間使用していても効果が見られない場合には、速やかにかかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう。

※OTC医薬品とは？
詳細はP.3を参照

※登録販売者とは？
詳細はP.3を参照

～薬について気軽に相談してみませんか？～

最近SNSを中心に広まっている市販薬のオーバードーズ。こうした事態を踏まえ、医薬品販売制度の見直しを行いました。
依存症の原因となることが知られている成分が含まれている市販薬（指定濫用防止医薬品）については、薬剤師や登録販売者がお客さんと対面やビデオ通話でやりとりをしながら、類似の医薬品の購入状況などの確認や、不適切な使用により心身に起こる影響についての情報提供を行うルールとなりました。また、若年者（18歳未満）に対しては、こうした医薬品を一度に必要以上の量を販売することも禁止され、“薬剤師や登録販売者と購入希望者がお話をする“機会が確保された上で、そのやりとりの中で”必要な分を購入する”という仕組みに変わりました。
オーバードーズに限らず、市販薬を長期にわたって漫然と使用したり、一度に多量に使用したりすることは大変危険です。購入の際には薬剤師や登録販売者から説明を受けた上で、添付文書をよく読んで、用法・用量を守って適切に使用しましょう。
医薬品のことで困ったことがあれば、小さなことでも薬剤師や登録販売者などの専門家に相談してみてください。

② セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」（WHOの定義）です。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。
セルフメディケーション税制とは、薬局やドラッグストア等で、税制対象のOTC医薬品を購入した場合、確定申告の際に購入費用について所得控除ができる制度です。　※医療費控除との併用はできません。

ポイント1　条件

・「健康の維持増進及び疾病の予防への取組」として、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けていること。
・家族の購入分含めて、対象医薬品を12,000円を超えて購入していること。

ポイント2　対象医薬品

（例）かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫･たむし用薬、
肩こり･腰痛･関節痛の貼付薬など

・対象商品の箱に「セルフメディケーション対象識別マーク」が記載されているか確認してください。

セルフメディケーション
税 控除 対象

ポイント3　税制の申告に必要なもの

・購入時のレシートには、対象商品には「☆」等の印字があります。

！　薬局やドラッグストア等にて市販薬を購入した際のレシートや領収書は捨てずに保管しておきましょう。

6 インターネットを利用した薬の購入には特に注意しましょう

① 一般用医薬品を購入するときの注意点

インターネットで一般用医薬品を購入するときも、実際の店舗で買うときと同様に、専門家が薬を使用する方に質問し、説明をしてから販売することになっています。

② 個人輸入での薬の購入は危険です

いわゆる個人輸入で購入（海外サイトで購入）する薬は、日本の法律に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされておらず、期待される効果が得られなかったり、思わぬ副作用で健康被害を生じたり、偽造医薬品の場合もあります。

！ 健康被害が生じた場合などに、公的な救済制度の対象にならない可能性があります。

！ 薬を本来の用途以外で広告・販売していることもあります。副作用や健康被害につながる可能性があり、大変危険です！

違法な販売には要注意！

フリマサイトやSNSで許可なく他人に医薬品を販売するのは違法です。インターネットで薬を買うときは、厚生労働省ホームページの「一般用医薬品の販売サイト一覧」に掲載されている店舗か確認しましょう。

医薬品 販売サイト　検索

「あやしいヤクブツ連絡ネット」を確認！

海外サイトでの医薬品の購入のリスクは、「あやしいヤクブツ連絡ネット」などでお知らせしているので、よく確認しましょう。
違法な販売サイトや違法な薬物などの販売を見かけたときは、「あやしいヤクブツ連絡ネット」または、都道府県の薬務主管課に連絡してください。

あやしいヤクブツ連絡ネット　検索

医療機関・薬局では、マイナ保険証をご利用ください

（令和7年12月時点）

医療機関・薬局の受付では、マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

とってもカンタン！

ぜひ**マイナンバーカード**をご利用ください

1 受　付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

カードリーダーでマイナンバーカードを保険証として登録できます！

2 本人確認

顔認証または4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

or

暗証番号

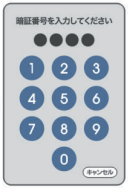

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

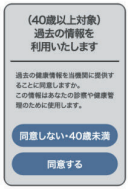

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

電子処方箋（せん）を選んでみませんか？

紙の処方箋を電子化した「電子処方箋」を発行できる医療機関、調剤できる薬局が拡がっています。電子処方せんを導入している施設なら、より安心で便利な医療を受けられます。

メリット　より安心安全で便利な医療を

・電子処方箋に対応している他の医療機関・薬局にも直近のお薬情報を共有でき、飲み合わせやお薬のもらいすぎなどをチェックしてもらえます（紙の処方箋を選択しても、ご自身のお薬情報は蓄積されるため、電子処方箋対応の施設でより安心安全な医療を受けられます。）。
・お薬情報をマイナポータルなどでリアルタイムに確認でき、自身の健康管理にも活用できます。
また、電子処方箋の場合は、マイナンバーカード１枚でお薬が受け取れます。

利用方法

※電子処方箋は資格確認書でも利用可能です。本ページではマイナ保険証での利用方法を掲載しています。

医療機関

Step 1　電子処方箋対応の医療機関か確認し、マイナ受付

顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いて画面の案内に沿って操作します。

Step 2　「過去のお薬情報の提供」の同意／不同意を選択

過去のお薬情報の提供に「同意する」と、医師・歯科医師に薬の情報をデータで共有できます。

Step 3　処方箋の発行方法を選択

「電子処方箋」を選択します。

診察・会計

薬局

Step 4　電子処方箋対応の薬局か確認し、マイナ受付

Step 5　「過去のお薬情報の提供」の同意／不同意を選択

過去のお薬情報の提供に「同意する」と、薬剤師に薬の情報をデータで共有できます。

Step 6　薬局に提出する処方箋の種類を選択

「電子処方箋」を選択します。

調剤・服薬指導・会計

電子処方箋対応施設はこちら

これだけは知っておこう！

～薬の使いかた～

「はい」ならチェック!!

❶ 食前、食後、食間、頓服など**薬を飲むタイミング**を表す言葉の意味を知っていますか？ □

→わからなかったらP.4をチェック！

❷ 薬を飲む**量や期間**を守ることが大事であると知っていますか？ □

→わからなかったらP.5をチェック！

❸ 薬と**飲み合わせ**が悪い食品やサプリメントがあることを知っていますか？ □

→わからなかったらP.5をチェック！

❹ 薬の**副作用**とはどういうものか知っていますか？ □

→わからなかったらP.8,9をチェック！

❺ **かかりつけ薬剤師・薬局**とはどういうものか
知っていますか？ □

→わからなかったらP.10,11,12をチェック！

❻ **OTC医薬品**を購入するときの相談相手や
セルフメディケーション税制を知っていますか？ □

→わからなかったらP.13,14をチェック！

❼ 薬を**海外サイトで購入**する場合は注意が必要です。
どのような危険性があるか知っていますか？ □

→わからなかったらP.15をチェック！

❽ **電子処方箋のメリット・利用方法**を知っていますか？ □

→わからなかったらP.17をチェック！

ご相談窓口

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)では、以下の相談窓口を設けています。
(PMDAホームページ https://www.pmda.go.jp)

問合せ電話番号☎ 03-3506-9425
音声ガイダンスに従い、ご希望の番号をプッシュしてください
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

●医薬品や家庭で使用する医療機器について

くすり相談窓口：初めに「1」⇒次に「1」をプッシュ
薬の使用方法、副作用、飲み合わせやジェネリック医薬品に関するご相談

医療機器相談窓口：初めに「1」⇒次に「2」をプッシュ
家庭で使用する医療機器の使い方の注意などに関するご相談

●医薬品等による副作用被害や感染被害などを救済する制度について

救済制度相談窓口：初めに「2」⇒次に「1」をプッシュ
*別途フリーダイヤル(0120-149-931)を設けております
救済制度の概要、救済給付の請求方法、請求様式、記載方法、必要書類などに関するご案内

救済制度特設サイト

メールでの問合せ: kyufu@pmda.go.jp

●特定の製剤によるC型肝炎ウイルス感染の給付金について

給付金支給相談窓口：初めに「3」をプッシュ
*別途フリーダイヤル(0120-780-400)を設けております
「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給手続等に関するご相談

特定の製剤によるC型肝炎ウイルス感染被害者を救済するための給付金の請求期限が2028年1月17日に延長されました。

おくすりe情報

薬に関する法令･通知、統計、報道発表など、おくすり情報のポータルサイト
ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html

薬害を学ぼう

「薬害」と呼ばれている医薬品等による健康被害を知り、
なぜ起こったのか、どうすればふせげるのかを学ぶための資料を紹介するサイト
薬害を学ぼう https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwomanabou.html
薬害の歴史展示室 https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html
薬害研究資料館 https://yakugai.org/